

- N A型記録、遺留DNA型記録若しくは変死者等DNA型記録の送信を受けたときは、これを整理保管しなければならない。
- 2 犯罪鑑識官は、被疑者DNA型記録、遺留DNA型記録及び変死者等DNA型記録の保管に当たっては、これらに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (抹消)**
- 第七条 犯罪鑑識官は、その保管する被疑者DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、当該被疑者DNA型記録を抹消しなければならない。
- 1 被疑者DNA型記録に係る者が死亡したとき。
 - 2 前号に掲げるもののほか、被疑者DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。
 - 3 犯罪鑑識官は、その保管する変死者等DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該変死者等DNA型記録を抹消しなければならない。
- 一 遺留DNA型記録に係る事件について確定判決を経たとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、遺留DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。
- 三 犯罪鑑識官は、その保管する変死者等DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該変死者等DNA型記録を抹消しなければならない。
- 一 第五条第二項の規定による対照をした場合において、当該変死者等DNA型記録に係る特定DNA型が犯罪鑑識官の保管する特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該変死者等DNA型記録に係る変死者等が当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者（行方不明者発見活動に関する規則第二条第二項に規定する特異行方不明者をいう。）であることが判明したとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、変死者等DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。
- (重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め)**
- 第八条 関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における被疑者DNA型記録等の作成、管理及び運用に關し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。
- (訓令への委任)**
- 第九条 この規則の実施に關し必要な事項は、警察庁長官が定める。
- 附 則**
- この規則は、平成十七年九月一日から施行する。
- (平成一八年一〇月三〇日国家公安委員会規則第二七号)**
- この規則は、平成十八年十一月一日から施行する。
- 附 則 (平成二三年二月三日国家公安委員会規則第一号)**
- この規則は、平成二十三年二月十六日から施行する。
- 附 則 (平成二七年一月五日国家公安委員会規則第一号) 抄**
- (施行期日)**
- 第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- (DNA型記録取扱規則の一部改正に伴う経過措置)**
- 第三条 この規則の施行の際現にこの規則の施行前に行つたDNA型鑑定により変死者等資料（旧DNA型記録取扱規則第二条第八号の変死者等資料をいう。以下同じ。）の特定DNA型が判明しているとき（この規則による改正後のDNA型記録取扱規則（以下「新DNA型記録取扱規則」という。）第三条第三項は第四条第一項に規定する場合を除く。）は、警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものも含む。）の長又は警察署長は、当該特定DNA型に係る鑑定書の写しを鑑識課長に送付しなければならない。
- 2 前項の規定による送付を受けた鑑識課長は、当該変死者等資料の特定DNA型その他の旧DNA型記録取扱規則第三条第三項に規定する警察庁長官が定める事項の記録を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならない。

3 前項の規定による作成及び送信は、それぞれ新DNA型記録取扱規則第三条第三項の規定による作成及び送信とみなす。

附 則 (平成三年三月一五日国家公安委員会規則第三号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国家公安委員会規則第一三号)

（施行期日）この規則は、令和四年四月一日から施行する。

抄